

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	道路から後退して壁面線又は壁面の位置の制限がある建築物等の建ぺい率の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第53条第5項第1号から第4号	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	建築基準法第53条第5項第1号から第3号の許可については、計画建築物の位置する街区の状況並びに当該建築物の規模及び計画の内容などによって判断する必要がある、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。 同項第4号の許可については、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な工事で構造上やむを得ないものか等を個別に判断する必要がある、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	